

【実績報告書添付資料一覧】

○新築の場合

○既存住宅改修の場合（交付申請書の提出時点において、省エネ基準に適合する住宅であること及び劣化対策が行われている住宅であることを示す書類を提出した方）

添付書類	留意事項
(1) 住民票の写しの原本	発行後1ヶ月以内のものに限る。
(2) 検査済証の写し (建築基準法に基づくもの)	※建築確認申請の必要がない住宅の場合は不要
(3) 工事監理報告書の写し	建築士法に基づく様式にて、建築士が作成するものとする。
(4) 完成した住宅の写真	外観及び内観とする。
(5) 補助対象事業に要する経費を支払ったことがわかる書類（領収書の写し又は通帳の写し）	品目、金額及び支払い先（請求先）がわかること
(6) その他知事が必要と認める書類	事業実施のため、特に必要と認める場合に別途求める。

○既存住宅改修の場合（交付申請書の提出時点において、省エネ基準に適合する住宅であること及び劣化対策が行われている住宅であることを示す書類を提出していない方）

添付書類	留意事項
(1) 住民票の写しの原本	発行後1ヶ月以内のものに限る。
(2) 検査済証の写し (建築基準法に基づくもの)	※建築確認申請の必要がない住宅の場合は不要
(3) 工事監理報告書の写し	建築士法に基づく様式にて、建築士が作成するものとする。
(4) 完成した住宅の写真	外観及び内観とする。
(5) 補助対象事業に要する経費を支払ったことがわかる書類（領収書の写し又は通帳の写し）	品目、金額及び支払い先（請求先）がわかること
(6) 省エネ基準に適合する住宅であることを示す書類（いずれか一つ）	1 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「現況検査・評価書」(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合していること。)の写し (H28.4.1時点で現存する住宅の改修の場合は、一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合していること。) 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく「BELS」(ベルス：建築物の建築省エネルギー性能表示制度)による省エネルギー基準(星マーク2つ以上)の認証の写し (H28.4.1時点で現存する住宅の改修の場合は、星マーク1つ以上)
(7) 劣化対策が行われている住宅であることを示す書類（いずれか一つ）	1 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「現況検査・評価書」(現況検査により認められる劣化事象等の状況が全てa判定)の写し 2 独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット35の「適合証明書」の写し 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく、「長期優良住宅建等計画の認定通知書」の写し
(8) その他知事が必要と認める書類	事業実施のため、特に必要と認める場合に別途求める。